

# 生活困窮者自立支援制度の動向と 都道府県等における担当者の役割、都道府県研修の考え方

令和5年度 人材育成(都道府県研修等)・自治体の体制整備にかかる担当者研修

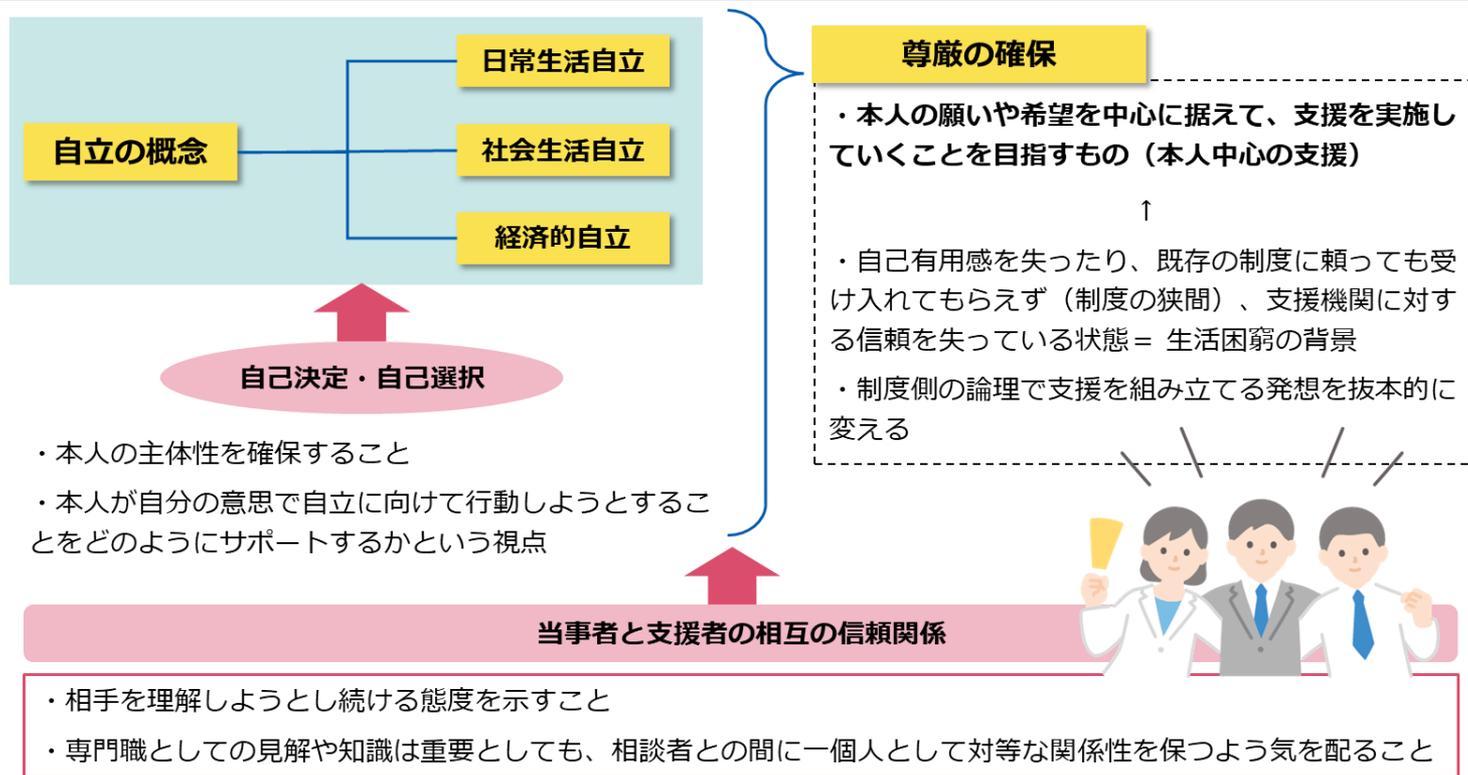
厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室  
就労支援専門官 鈴木 由美

- 1 生活困窮者自立支援制度における人材養成の重要性について
- 2 人材養成研修の全体像と都道府県研修の位置づけ
- 3 修了証要件を満たすための都道府県研修の要件
- 4 ブロック別研修について
- 5 修了要件を満たすための都道府県研修カリキュラム(例)
- 6 (動向)生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する  
これまでの議論の整理(中間まとめ)の主なポイント
- 7 (動向)緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援  
について

# 1 生活困窮者自立支援制度における人材養成の重要性について(1)

**人が人を支える制度・理念を大切にす制度において、人材養成は制度の根幹をなす取り組み**



「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業 従事者養成研修テキスト」より抜粋・編集

ひきこもりの状態にある方に対する相談支援の際に欠かせない基本的な姿勢は、ひきこもりの状態にある方やその家族が**相談窓口につながるまでの間、それぞれ悩みながら生きてこられた事実を重く受け止め、それまでの人生に最大の敬意を払い、本人やその家族の暮らしを変えたいという思いを何よりも尊重し、その心情に寄り添う一貫した姿勢が望まれること**

「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」令和元年6月14日付け社援地初0614第1号  
厚生労働省社会・援護局長通知より抜粋

# 1 生活困窮者自立支援制度における人材養成の重要性について(2)

## 支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築する

### 広域的な支援者ネットワーク (例)

- ※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。
- ※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。

### (凡例)

- ◎：分野を特定しない支援者ネットワーク
- ：自立相談支援機関のネットワーク
- ：就労支援のネットワーク

- 道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会
- ◎続・後方支援プロジェクト
- ◎生活困窮者自立支援事業  
情報連絡会議・検討会議 (岐阜県)
- ◎一般社団法人 アルファLink
- 就業支援団体連絡会 (阪神地域)
- ◎香川おもいやりネットワーク
- ◎福岡県困窮者支援ネットワーク  
みんなネット
- 大分県生活困窮者就労支援協  
議会



- ◎生活困窮者支援連携団体会議 (宮城県)
- ◎ふくしま生活困窮者支援ねっと
- ◎千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク
- ◎かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク
- ◎NPO法人 しが生活支援者ネット
- ◎南国ネットワーク連絡会 (高知県)

・生活困窮者支援において現場の支援員の負担は大きく、支援員のバーンアウトを防ぐ取組の必要性が指摘されている。

・都道府県研修を通じて、県内支援員同士が顔の見える関係性をつくり、互いの支え合うネットワーク構築の機会、地域づくりのきっかけとしての役割も期待される。

(参考) 「都道府県研修実施のための手引き」から引用

# 1 生活困窮者自立支援制度における人材養成の重要性について(3)

地域の特性に合わせ事業や地域連携、支援の在り方を「デザイン」できる人材を育成する

生活困窮者自立支援制度の5つの支援の形

包括的な支援

個別的な支援

早期的な支援

継続的な支援

分権的・創造的な支援

「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業 従事者養成研修テキスト」より抜粋・編集

例



例) 社協さんのボランティアセンターさんに聞いてみようか？

例) 就労体験先を探してみる？地域のNPO活動センターとかで聞いてみる？

Aさんの就労準備のメニューをどうしようか考えているんだ。今のうちのプログラムだけでは足りないんだよね。対人関係が苦手だから少しずつ慣れていく社会の場が必要なんだ。

例) うちの近くの畑で受け入れてくれるかも。

例) 地域にそういう人の自助グループがあるといいわね。

NPO活動

サークル活動

etc

自助グループ

自治会・町内会

例) あそこで「誰でも食堂」やってるよ！

・決められたプログラムに本人が参加するだけでなく、本人に合わせ地域資源を探しながら居場所や体験場所を一緒に探していくバイタリティ、自由なアイデア出しができる職場、既存の枠組みにとらわれない発想も必要。

・ひとりの当事者のために動いた結果、それが社会資源の発見や今後の活動に繋がる縁となっていくことも。

例

## 2 人材養成研修の全体像と都道府県研修の位置づけ（1）

### 【国の役割】（「中間まとめ」※より）

都道府県が研修に取り組みやすい環境を整備すること等により、都道府県研修の実施をより一層推進するため、例えば、国において標準的な研修内容や教材等を周知するなど、都道府県研修の実施を更に推進する方向で対応する必要がある。一方で、法の理念等の制度の基盤となる内容については、今後も国が責任をもって実施すべきといった意見もあることから、当面の間は、①法の理念や支援に当たっての基本的な姿勢等制度の基盤となる内容については国研修が担い、②都道府県研修では支援員同士のネットワークの構築にも資するグループディスカッション等の参加型の研修を実施するなど、人材養成研修における国と都道府県の役割分担についても整理が必要である。

※「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」

### 【都道府県の役割】

生活困窮者自立支援法第10条第1項には、「この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」を都道府県が実施する努力義務が規定されている。都道府県のリーダーシップにより、自治体担当者、および、生活困窮者自立支援制度にかかわる各事業の支援員に対する人材養成を、着実に実施していくことが期待されている。（次ページ参照）

### 国の役割

- ・ 制度設立経緯、理念や概要
  - ・ 制度に関する国の動向
  - ・ 対象者理解
  - ・ ソーシャルワーカー、支援員としての価値について 等々
- 全国共通で学ぶもの

### 都道府県の役割

例

- ・ 理念を再度確認
  - ・ 地域の特性を活かしたより具体的な支援手法や事例について学ぶ
  - ・ 支援者同士のネットワークを作るためのグループワークや事例検討等
- 地域の事情に合わせた実践的コンテンツ

# 都道府県の役割(制度上の位置づけ等)

- 生活困窮者自立支援法においては、都道府県の役割として、郡部福祉事務所の設置者として各事業の実施主体となることのほか、主に以下の3つが定められている。
  - (1) 市等が行う生活困窮者自立支援について、必要な事業が適正・円滑に行われるよう必要な助言、情報提供その他の援助を行うこと(第4条第2項第1号)
  - (2) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業(第10条)
  - (3) 認定就労訓練事業所の認定(第16条)
- (2)については、平成30年の改正において、都道府県が行う事業として明確に位置付ける観点から努力義務化した。

## 1. 法律上の規定

### ○生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

#### 第四条(略)

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二(略)

#### 3~5(略)

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する**市等の職員の資質を向上させるための研修の事業**
- 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための**体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業**

#### 2(略)

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

## 2. 市町村支援として期待されている主な役割

任意事業の実施に向けた働きかけ

広域での共同実施に向けた調整等

**人材養成研修等の実施**

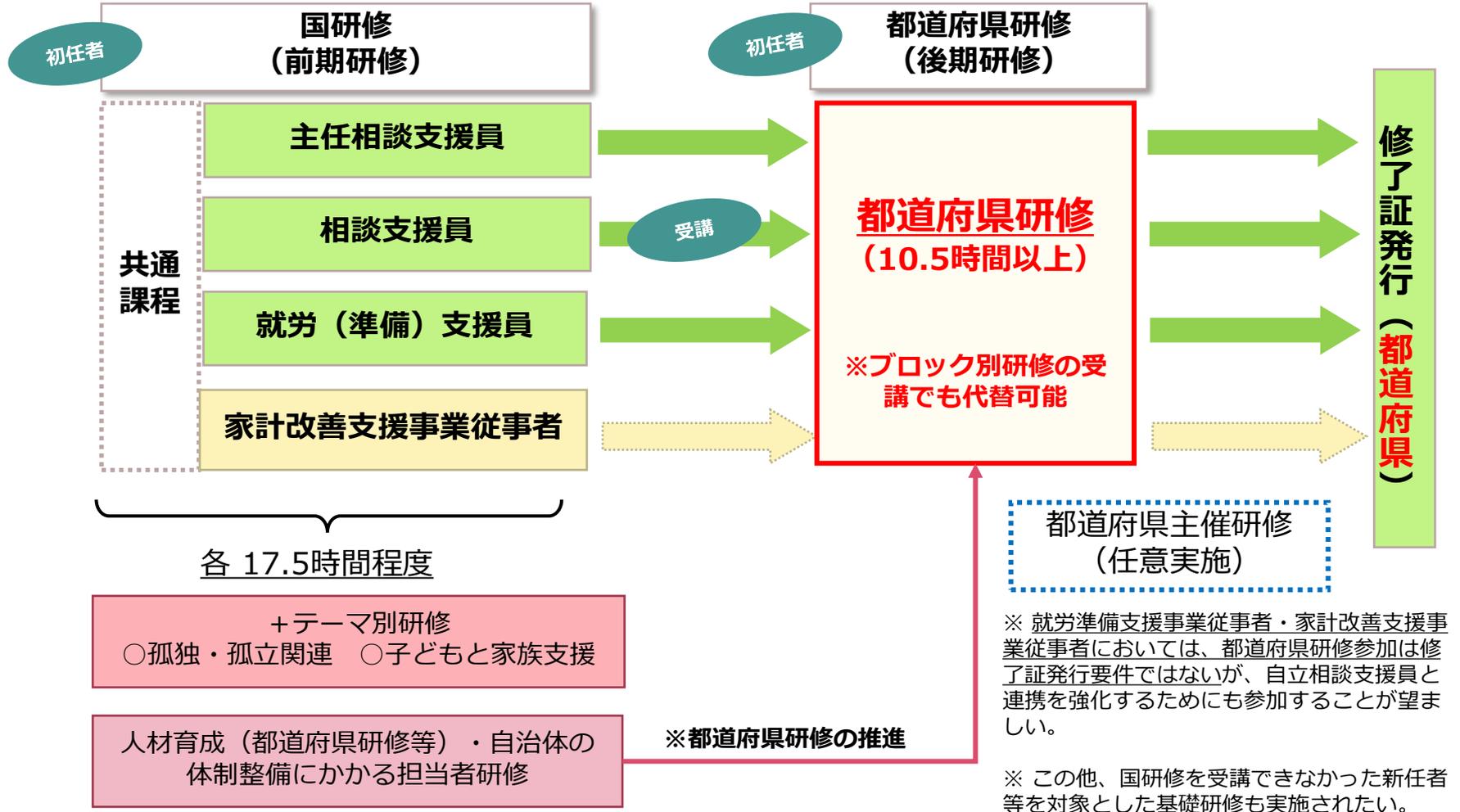
社会資源の広域的な開拓

市域を越えたネットワークづくり  
(支援員向けスーパーバイズを含む)

就労訓練アドバイザーの設置

都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ(産業雇用部門、住宅部門等)を生かしたバックアップ

## 2 人材養成研修の全体像と都道府県研修の位置づけ（2）



### ○ 都道府県研修の参加対象者

原則として、国研修（前期研修）を修了した者が対象。なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員（生活保護、障害、介護、地域共生等）、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。

### 3 修了証要件を満たすための都道府県研修の要件

#### 1. 参加型研修の形式を取り入れること

○座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

#### 2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

○現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施の考えを草っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。

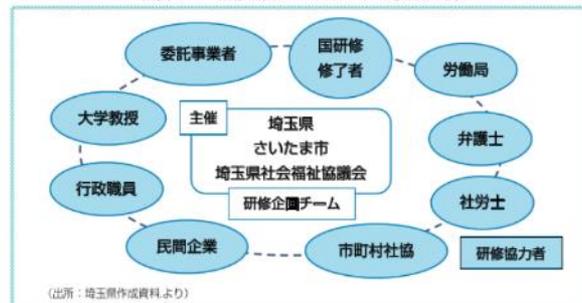
#### 3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

○研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再確認できる機会を提供する。

#### 4. 開催時間は計10.5時間以上の開催とする

○複数回に分けて開催することも可。

⇒複数回に分けて開催することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待される。



#### 【お役立ち情報】

みずほ情報総研株式会社による、令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」及び「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム（2020年版）」…研修の理念、考え方～運営方法～参加型研修の手法等々網羅されています！

参照先

[https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019\\_0102.pdf](https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0102.pdf)（手引き）

[https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019\\_0103.pdf](https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0103.pdf)（カリキュラム）

## 4 ブロック別研修について

○令和2年度以降は、後期研修部分は各都道府県により実施することが原則であるが、修了証発行要件を満たす研修の開催が困難、もしくは予定が合わない等で都道府県研修に参加できない場合には、ブロック別研修の受講をもって後期研修の修了とすることも可能である。

○ ブロックは、①北海道・東北、②関東・甲信越、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄を想定。

【令和5年度開催日程（予定）】

ブロック	日程	協力都道府県	会場予定地
北海道・東北ブロック	2023年11月21日（火）～11月22日（水）	福島県	福島市
関東・甲信越ブロック	2023年11月30日（木）～12月1日（金）	埼玉県	さいたま市
東海・北陸ブロック	2023年12月7日（木）～12月8日（金）	岐阜県	岐阜市
九州・沖縄ブロック	2023年12月14日（木）～12月15日（金）	大分県	大分市
中国・四国ブロック	2024年1月11日（木）～1月12日（金）	香川県	高松市
近畿ブロック	2024年1月18日（木）～1月19日（金）	京都府	京都市

○ ブロック別研修は、国の委託事業として「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」により実施。

○ ブロック別研修も都道府県研修と同様に、本制度の理念を伝え、支援員同士の交流が図れるような研修カリキュラムとし、10.5時間以上の実施とする。

○ 開催にあたっては、各都道府県ごとの輪番制を導入し、委託先と連携しながら幹事自治体を担っていただくことも想定しているが、開催に係る諸経費（会場費、講師旅費・謝金）は原則として国が負担する。ただし、研修受講者に係る旅費は、国研修と同様の取扱いとする。

## 5 修了要件を満たすための都道府県研修カリキュラム(例)

形態	テーマ(例)	内容
講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活困窮者自立支援や関係する福祉制度等についての行政説明・取組紹介 (生活保護、障害福祉、法テラス(法律相談)等)</li> <li>◆ 社会資源の活用とネットワークづくり (各自治体の取組の現状について情報共有)</li> <li>◆ 時勢に合わせたテーマ (8050問題、依存症対策等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定したテーマごとに最適な専門職や関係者が講師を担当する。(研修企画チームを中心として研修実施協力者を募っていくプロセスを意識すること)</li> <li>・講義終了後に、グループごとに感想の共有をするなどの振り返りの時間を設け、受講者の考えを深めることが望ましい。</li> </ul>
演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 相談支援の流れと支援手法について (実際の相談支援の流れのデモンストレーション)</li> <li>◆ 支援困難事例の検討 (参加者がこれまでに経験した事例を元にする)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な事例を元に演習し、支援のあり方について考えを深める。なお、事例は参加者から事前に集めたものを元に構成することが望ましい。</li> <li>・個人ワークやグループワークを実施し、各自の考える支援策について意見交換。協力して支援プランを作成し、発表する等の方法が考えられる。</li> </ul>
まとめ	研修全体のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワーク形式等により、「生活困窮者支援で今後取り組みたいこと」を自由に情報共有。</li> <li>・最終的に、持ち帰って実行したいことを参加者各自でまとめ、考えを深める。</li> </ul>

### <ポイント>

※上記内容はあくまで一案であり、上記構成を参考に、研修企画チームにおいて必要な研修内容を検討すると企画が広がる。

うちの地域や都道府県全体の課題ってなんだろう？

就労準備支援事業の理解があまり進んでいないところかな。就職活動と混同している相談員が多いかもしれない。

そうしたら事例検討で、就労準備の対象モデルを作って就労支援の全体が分かるような検討をしてみようか。

緊急対応がなかなかできなくて、参ってしまう相談員が多いんです。

対話形式で、「こんなときどうしてる？」をテーマに緊急対応や危機介入の話をしてもらうのはどうか。

危機介入なら専門家を呼んだほうがいいかもしれないね。全国ネットさんのサイトでも調べてみようか。

例

# 6 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）の主なポイント （社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（令和4年12月20日））

## I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

## II 各論

### 1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めたとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

### 2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

### 3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

### 4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討  
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

### 5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施に関して広域的な観点から、データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行うこと**を検討

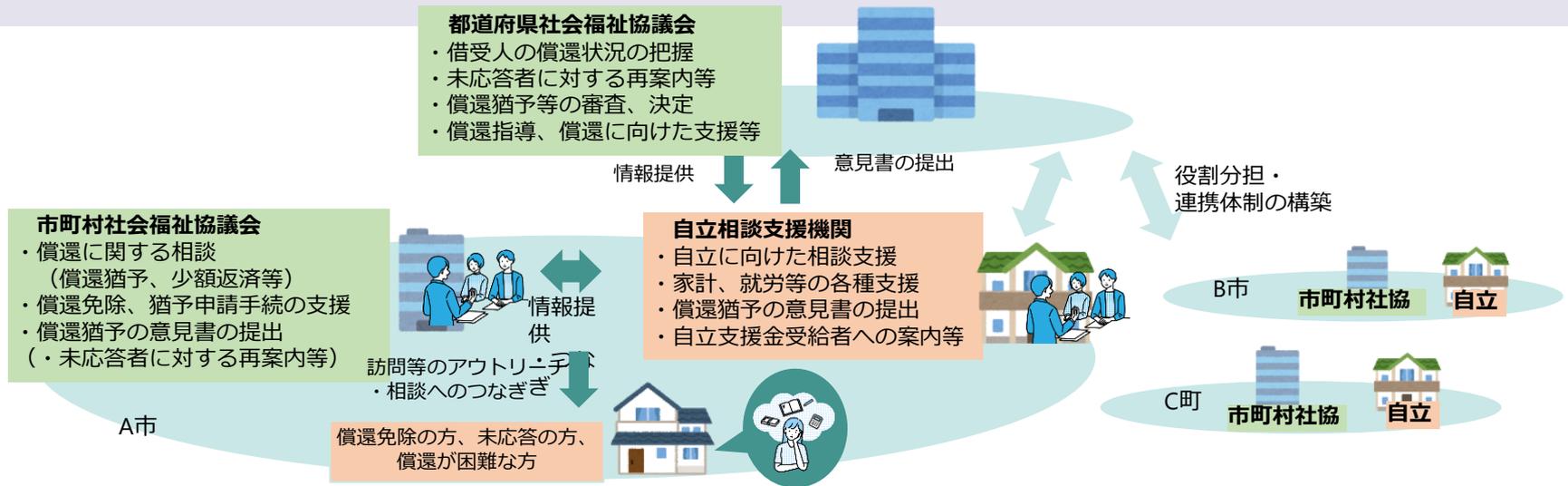
### 6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

# 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援のイメージ

(都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

借受人への支援にあたっては、都道府県社会福祉協議会だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社会福祉協議会が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社会福祉協議会につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制の構築をお願いします。



※役割分担のイメージ (一例)

	都道府県社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会 (貸付に関する身近な相談窓口)	自立相談支援機関
<b>償還免除の方</b>	・プッシュ型のフォローアップ支援	情報提供 (・プッシュ型のフォローアップ支援)	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計・就労等の各種支援
<b>償還免除申請未応答の方</b>	・未応答者に対する償還免除や償還の相談についての再案内等	(・未応答者に対する再案内等) ・償還免除申請手続の支援 ・償還に関する相談	・自立支援金受給者への償還免除や相談窓口についての案内等
<b>償還開始後、償還が困難な方</b>	・償還猶予等の審査、決定 ・償還指導、償還に向けた支援	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・償還に関する相談 (償還猶予・少額返済等) ・償還免除の案内 ・償還猶予申請手続の支援 ・償還猶予の意見書の提出	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計、就労等の各種支援 ・償還猶予の意見書の提出

## 特例貸付における償還猶予後の取扱いについて

- 現在、緊急小口資金等の特例貸付の償還が困難な方には、原則1年間の償還猶予を行っている。
- 今般、償還猶予期間中に自立相談支援機関・市区町村社会福祉協議会の支援を受けても、なお償還の見込みがないと判断される場合は、自立相談支援機関・市区町村社会福祉協議会からの意見書をもとに、都道府県社会福祉協議会が職権により償還免除できることとする。
- 令和5年5月8日に、こうした取扱いを示す事務連絡を自治体あて発出。



# 最新情報等は こちらもご参照ください！

## 生活困窮者自立支援制度ニュースレター

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報など、取組・支援の参考となる情報をお届けするニュースレターを発行しています。

厚生労働省  
令和5年3月31日 第39号  
編集 厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

### 生活困窮者自立支援制度 ニュースレター

【この号の内容】

1. 自治体短信
  - ◆ 静岡県静岡市「医療・福祉・司法 なんでもかんでも相談会」
2. お知らせ・ご報告
  - ◆ 室員紹介コーナー
  - ◆ 令和5年4月、住居確保給付金の運用が大きく変わります
  - ◆ 就労訓練事業の活用促進でSDGsに貢献（経済団体等への協力依頼）
  - ◆ 今こそ、電気・都市ガス事業者との連携体制の構築を
  - ◆ まもろうよ ころも ～自殺対策施策との連携であなたもゲートキーパー！～
  - ◆ ニュースレターへの掲載内容を募集します！

▲最新号

バックナンバーはこちら

厚生労働省HP 「自治体担当者の方へ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



## 困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者等向けに、制度情報や研修の教材などを集約したウェブページです。支援員専用ページには、支援員同士が情報交換できるコーナーもあります。

<https://minna-tunagaru.jp/>

支援者専用ページには「研修講師情報」ページがあり、外部講師の紹介も可能です！



※当該地方自治体のID等が不明な場合の照会先：  
ウェブサイト運営事務局  
Mail : [info@minna-tunagaru.jp](mailto:info@minna-tunagaru.jp)  
TEL : 03-3232-6131